

議案第 28 号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

平成22年 3 月 8 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第131条の2を削る。

第140条の7中「、第131条の2」を削る。

附 則

この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。